

伊勢市小俣児童館
指定管理者仕様書

令和7年6月

三重県伊勢市健康福祉部

伊勢市小俣児童館指定管理者仕様書

伊勢市小俣児童館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例等に定めがあるもののほか、この仕様書によることとする。

1 趣旨

本仕様書は、伊勢市（以下「市」という。）が放課後児童健全育成施設の管理運営を行う指定管理者を選定するにあたり、配布する募集要項と一体のものであり、指定管理者が管理運営業務を実施するに於ける市が要求する水準を示すものである。市は指定管理者に、現在より低コストでサービス水準の向上を期待しており、本書の水準を満たす限りにおいて自由に事業計画を立てられるものとするが、その際は募集要項等より示された諸条件を遵守し、その他内容についても十分留意すること。

2 伊勢市小俣児童館の管理に関する基本的な考え方

(1) 目的

伊勢市小俣児童館（以下「施設等」という。）の公平な利用を確保するとともに、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し情操を豊かにすることを目的として児童館事業を実施し、さらに、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的として放課後児童クラブ事業を実施する。これらの目的を達成するため、民間に蓄積されたノウハウやサービス精神を活かし、円滑な運営と施設及び設備の適切な維持管理を目指すこと。

(2) 基本方針

- ア 児童館事業においては、遊びを通じた指導により、児童の自主性、社会性、創造性を高め、感性や知的能力の形成、体力増進、意欲・自信の獲得、社会性の発達など将来の心豊かな人間性の基礎を養う。
- イ 地域住民や児童館等の利用者等の意見を運営管理に反映させ、地域の拠点となるような児童館づくりに努める。
- ウ 放課後児童クラブ事業の対象児童に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通じての自主性、社会性、創造性の向上を図る。
- エ 学校、父母会、民生委員、児童委員、地域自治会等と連携を密にして、情報交換に努め、クラブ活動の効率化を図る。
- オ 施設等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図る。

3 施設の概要

- (1) 施設の名称 伊勢市小俣児童館
- (2) 所在地 伊勢市小俣町元町 662 番地 1
- (3) 建物構造等
 - ア 完成年月 平成 3 年 4 月
 - イ 建物面積 敷地面積 419 m² 建築面積 157.74 m² 延べ床面積 257.72 m²
 - ウ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
 - エ 定員 70 名（放課後児童クラブ事業）

4 対象者、利用時間及び休館日

対象児童、利用時間及び休館日は下記のとおりとする。ただし、利用意向の状況等により、指定管理者が特に必要と認めるときは市長の承認を得て変更することができる。

(1) 対象児童

- ア 伊勢市小俣放課後児童クラブ
小学校に就学している児童とする。
- イ 伊勢市小俣児童館
市内在住の 18 歳未満の者とする。

(2) 利用時間

- ア 伊勢市小俣放課後児童クラブ
午後 2 時から午後 6 時までとする。ただし、利用児童の学校休業日においては午前 8 時から午後 6 時までとする。なお、利用児童の学校カリキュラムにより終業時間が午後 2 時以前の場合は終業後 5 分以内に利用できるようにしなければならない。
- イ 伊勢市小俣児童館
午前 11 時から午後 6 時までとする。ただし、施設がある小学校区の小学校休業日については午前 8 時から午後 6 時までとする。

(3) 休館日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日及び休日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日とする。）
- ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

5 管理運営の基準

- (1) 施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

なお、指定期間中に下記の法令等改正があった場合、改正された内容を遵守すること。

- ア 地方自治法
- イ 児童福祉法、社会福祉法
- ウ 個人情報保護に関する法律
- エ 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- オ 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

- カ 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(以下「基準条例」という。)
 - キ 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則
 - ク 伊勢市放課後児童健全育成事業実施要綱
 - ケ 伊勢市児童館条例
 - コ その他関係法令及び条例、規則
- (2) 上記(1)のほか、次の基準を満たすこと。
- ア 予算の執行にあたっては、事業計画書及び収支予算書に基づき適正に執行すること。
 - イ 効率的・弾力的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること。
 - ウ 施設の安定的な管理運営を実施すること。
 - エ 施設の適正な管理運営に努めること。
 - オ 雇用・労働条件への適切な配慮を行うこと。
 - カ 関係団体、事業者等と良好な関係を維持すること。
 - キ 利用者の安全を第一とし、事件、事故、災害緊急時には適切に対応すること。
 - ク 利用者の平等な利用を確保すること。
 - ケ 施設の利用促進を積極的に図ること。
 - コ 環境に配慮した管理運営を実施すること。
 - サ 施設の管理運営において知り得た秘密について漏えいしないこと。
 - シ 個人情報の保護を徹底すること。
 - ス 事業計画書で数値目標を設けている場合は、数値目標を達成できるように努めること。
 - セ 施設の管理運営にあたり、市の指示、指導に従うこと。

6 業務内容

(1) 職員の雇用に関すること

- 施設の安全で効果的・効率的な管理運営を実施するため、以下の職員を配置すること。
- ア 業務に支障が生じないよう、合理的な人員体制を基本に人員を配置すること。
 - イ 児童館職員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条の条件を満たす者とし、児童館には館長1名を含め、職員が常時2名以上となるよう配置すること。館長は、施設の管理運営に必要な知識・経験を有し、施設の運営に力量を有する常勤の者であること。なお、館長は放課後児童支援員と兼務できる。
 - ウ 放課後児童クラブには、基準条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員を配置し、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために児童数に関わらず常時複数数の放課後児童支援員を配置すること。ただし、そのうち1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。
 - エ 放課後児童クラブの出席見込み児童数に応じた放課後児童支援員の配置は次のとおりとする。
ただし、基準条例第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業に

おける支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

児童数が40人を越える場合は支援の単位を分け、それぞれの支援の単位ごとに前項に規定する放課後児童支援員の配置基準を満たすこと。

登録児童数	1～35人	36人～
放課後児童支援員数	2人以上	3人以上

オ 職員は直接雇用すること。

カ 職員の勤務体制は、施設の管理運営及び事業実施に支障がないよう配慮すること。

キ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修及び児童館、放課後児童クラブの職員として必要な知識や経験を積むことができる研修の実施または研修へ参加させること。

ク 円滑で安全な事業運営ができる適切な人員体制を継続すること。

ケ 職員が変更になる場合は、市に報告すること。

(2) 伊勢市小俣児童館の事業に関すること

ア 児童に遊びを与え、その集団的及び個別的指導を行うこと。

イ 運動を主とした遊びを通じて、運動に親しむ習慣の形成、仕方、技能の習得等の指導を行うこと。

ウ 現在実施している事業と同等以上の事業を実施するとともに、新たな事業を計画し実施すること。

エ 事業の計画及び実施にあたっては、対象となる年齢層や世代間交流の促進、ボランティアの参加、野外活動の積極的な導入等を考慮すること。

オ 地域住民、利用者のニーズを反映させるとともに、潜在化しているニーズの掘り起こしに積極的に取り組むこと。

カ その他児童の健全育成に必要な事業を行うこと。

(3) 伊勢市小俣放課後児童クラブの事業に関すること

ア 遊びを通じての自主性、社会性及び創造性の向上を図ること。

イ 児童の健全育成上必要な指導、支援を行うこと。

ウ 現在実施している行事と同等以上の取組みをすること。

エ 事業の計画及び実施にあたっては、対象となる年齢層や世代間交流の促進、ボランティアの参加、野外活動等の積極的な導入を考慮すること。

オ 少なくとも年に1回はアンケートを実施し、利用者の満足度及びニーズを的確に把握し、運営に反映させるよう積極的に取り組むこと。

カ 児童の活動状況を把握し、必要に応じて適宜保護者へ連絡すること。

キ 原則迎いは行わないこととする。ただし、市と協議のうえ必要と認められた場合は迎えを行うことができる。

ク 放課後児童クラブの入会案内、入会手続き事務に関すること。

ケ 放課後児童クラブの入会及び退会の承認に関すること

コ 放課後児童クラブ利用者負担の徴収に関すること。ただし、利用者負担については市の規定にて定める。

サ 上記のほか児童の健全育成に必要な事業を行うこと。

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること

施設等の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。

なお、実施に際しては、各種法令に基づき、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。（業務委託による場合は、委託先が必ず免許等を有していること。）

ア 施設清掃業務

日常清掃

イ 警備業務

建物内外の24時間警備業務（警備法上の適格者が実施すること）、建物内外の対象物件において、火災、盗難、不正行為の警戒及び防止。人命・財産を保護するとともに業務の円滑な運営と安全を保障することを目的とする。

ウ 施設等修繕業務

施設等の内外の建物・構築物・備品等の小修繕

エ 備品保守管理業務

貸与された市所有備品の適正な管理、移動報告の実施、修繕情報の報告

オ 遊具の安全検査業務

施設等の屋内外に設置された遊具の安全点検及び安全確保のための必要な検査業務

カ 施設設備関係

消防用設備保守点検業務、電気保安保守点検業務

(5) 伊勢市小俣放課後児童クラブ第2及び第3の業務委託を別途受託できること

小俣放課後児童クラブ第2及び第3については、小俣放課後児童クラブの利用者が定員を超えた場合に順次開設する。令和6年度の状況については以下のとおり。

ア 小俣放課後児童クラブ第2

(ア) 定員 45人

(イ) 年間利用者数（月平均） 26人

(ウ) 実施場所 伊勢市小俣農村環境改善センター内

(エ) 職員配置 「6 業務内容(1)職員の雇用に関すること」に準ずる。

(オ) 業務内容 「6 業務内容(2)伊勢市小俣放課後児童クラブの事業に関すること」に準ずる。

(カ) 委託金額 6,367,000円（令和7年度）

イ 小俣放課後児童クラブ第3

(ア) 定員 45人

(イ) 年間利用者数（月平均） 36人

(ウ) 実施場所 伊勢市小俣小学校体育館 2階

(エ) 職員配置 「6 業務内容(1)職員の雇用に関すること」に準ずる。

(オ) 業務内容 「6 業務内容(2)伊勢市小俣放課後児童クラブの事業に関すること」に準ずる。

(カ) 委託金額 6,676,000円（令和7年度）

(6) その他業務に関すること

ア 危機管理

自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。

イ 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律の趣旨を理解し、個人情報の保護、守秘義務、漏えい、滅失、棄損の防止策及び個人情報の適切な管理のために必要な措置について示すこと。また、その内容に基づき、厳正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

ウ 守秘義務

指定管理者又は施設業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、業務上知り得た個人情報を漏らしてはいけない。このことは、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、施設業務の従事を退いた後も同様とする。

エ 情報公開

指定管理者が取り扱う情報について、伊勢市情報公開条例等に定められた必要な措置を講じることにより、指定管理者は、情報を適正に管理すること。また、市は、指定管理者が保有する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めることとし、指定管理者は速やかに応じるよう努めること。

オ 文書の管理・保存業務

指定管理者が業務に際し作成・受領した文書等は、伊勢市文書管理規程に基づき、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了時には、市の指示に従って引き渡しすること。なお、指定管理者は、下記に掲げる帳簿等を備え、下記のとおり定める期間保存しなければならない。

- (ア) 経理関係帳簿 10年
- (イ) 児童名簿、放課後児童支援員名簿等 10年
- (ウ) 児童出席簿、放課後児童支援員出席簿、日誌等 5年
- (エ) 入会及び退会に係る書類 5年
- (オ) 運営委員会等会議録 10年

カ 環境への配慮

環境に配慮した指定管理業務の実施に努めること。

キ 虐待の防止への取り組みについて

指定管理者は、関係法令を遵守し、利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、虐待を未然に防止する体制を整えること。

ク 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）を踏まえた取組の実施

市では、優先調達推進法第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図っている。

指定管理者は、本法律及び本方針の趣旨を踏まえ、物品及び役務の調達等に当たって、障害者就労施設等への優先発注に努めること。

ケ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第11

条第1項の規定に基づき定められた「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」を遵守するとともに、同法第10条第1項に基づき、伊勢市が策定する「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を踏まえ合理的配慮を提供すること。

7 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年）

8 指定管理料

市が指定管理者に支払う指定管理料については、指定管理者に指定した団体が提案した収支予算書に基づき、市と指定管理者との間で協議する。指定管理料の支払いは、会計年度ごとに年2回とする。なお、支払時期、金額、方法等は協定により定める。

9 利用料金制度

放課後児童クラブ事業では、利用料金制度を採用する。

利用者負担は、児童1人につき月額5,000円とする。なお、登録児童数が定員の6割を下回る場合は、それを上限として、実際の登録児童数の利用料収入との差額を市が負担する。

10 経費等について

(1) 経費の負担等

ア 人件費・事務費・事業費

指定管理者が経費を負担すること。

イ 管理費

(ア) 電気・ガス・水道などの公共料金は、指定管理者が経費を負担すること。

(イ) 屋内外遊具の安全検査業務等の施設維持管理は、指定管理者が経費を負担すること。

(ウ) 1件につき30万円以下の施設内の修繕、工事などは、指定管理者が実施すること。

① 10万円以上の修繕工事を行う場合は、事前に市と協議すること。

② 1件につき30万円を上回るものについては、双方協議を経て、原則市が実施する。但し、緊急を要する場合の案件については、利用に支障をきたさないために、双方協議を経て、指定管理者が実施すること。

③ 指定管理者が実施した修繕に要した経費は、指定管理者からの実績報告・請求等に基づき、市がその経費を指定管理者に支払う。

(エ) 指定管理者の責により修繕等を要する案件については、事前に市と協議した上で、指定管理者が経費を負担し、実施すること。

ウ 保険

建物総合損害共済については、市が経費を負担する。ただし、施設利用者に対する共済保険については、指定管理者が経費を負担すること。

(ア) 放課後児童クラブ

傷害補償

保険金	
死亡・後遺傷害保険金額	1,100 万円
入院保険金日額	7,500 円
通院保険金日額	3,000 円
手術保険金	入院保険金日額×5~10 倍
療養保険金額 30 日以上療養	3 万円

賠償責任の補償

保険金の種類	保険金支払い限度額
身体障害	1 名につき 5,000 万円、 1 事故につき 3 億円 (免責金額 1 事故につき 1,000 円)
財物損壊	1 事故につき 500 万円 (免責金額 1 事故につき 1,000 円)

上記の補償内容以上のもの

(イ) 小俣児童館施設開放

保険金の種類		
死亡・後遺障害保険金	施設管理下	300 万円
	通館途中	300 万円
傷害保険金	入院保険金日額	2,250 円
	通院保険金日額	1,500 円
	手術保険金	入院保険金日額×5~10 倍
療養保険金	30 日以上療養した場合	3 万円

賠償責任の補償

保険金の種類	保険金限度額
第三者の身体に損害を与えたとき	1 名につき 1 億 5,000 万円
	1 事故につき 3 億円
第三者の財物に損害を与えたとき	1 事故につき 1,500 万円
自己負担額	身体・財物ごと 1 事故につき 1,000 円

上記の補償内容以上のもの

エ その他

障がい児等の申込があった時は、伊勢市放課後健全育成事業実施要綱に基づき、市と協議のうえ決定する。

(2) 事業報告等

ア 実績報告書 (月次)

毎月終了後、実績報告書を作成し、翌月の 20 日までに提出すること。実績報告書の内容は、運営日数、利用者数、実施事業等の業務運営状況、施設設備等保守点検状況その他必要事項とする。

イ 事業報告書 (年次)

年度終了後、速やかに事業報告書を提出すること。事業報告書の内容は、年間運営日数、年間利用者数等の年間業務運営状況、施設設備等保守点検状況、施設設備等修繕状況、安全点検の結果報告及び安全管理の協議記録、利用者満足度調査結果、収支

状況、職員研修等開催状況及び内容、管理運営に関する改善策の取組状況、利用者等からの意見とその対応状況、その他必要事項とする。

ウ 事業計画書（年次）

毎年度開始前、市が別に定める期日までに運営業務にかかる事業計画書及び収支予算書、管理運営の状況について、市に提出すること。

なお、事業計画書で数値目標を設けている場合は、その達成状況と自己分析を提出すること。

また、事業計画書の提案事業については、自己評価を含めた実施状況を報告すること。

エ 各種統計資料等、その他市が必要とする報告書を提出すること。

(3) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、適切に経理事務を行うこと。また、本事業に関連する出入金の経理は、事業専用の口座で管理する等、収支を明確にし、市の要求がある場合は、経理書類を開示すること。また、当該事業に関しての監査業務が受けられるような体制を整えること。

(4) 立ち入り検査

市は必要に応じて、施設・物品・各種帳簿等の現地検査を行なえるものとする。

(5) 収入

指定管理期間中において利用者負担については、当該指定管理者の収入とする。

11 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

12 備品物品等

(1) 備品については、無償貸与とする。（資料6 施設備品一覧参照）

(2) 当該備品の修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により対応を決定する。

(3) 設置状況を勘案して指定管理者において不足する部分については補充すること。

なお、指定管理者が新しい備品を購入・配備することも可能であるが、市の備品と区別がつくように登録管理するものとする。

13 業務を実施するにあたっての注意事項

(1) 業務の再委託の禁止

指定管理者は福祉施設の管理運営業務の全てを第三者に委託することはできない。ただし、消防用設備保守点検、浄化槽維持管理業務、電気保安保守点検業務、建物内外の24時間警備業務については、第三者に委託することができる。その他の業務については市と協議のうえ、第三者に委託することができる。

(2) 指定管理者に対する監督

ア 市は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、

当該業務内容又は経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができる。

イ 市は、指定管理者が指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

14 協定の締結について

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、管理業務に関し、指定期間中の包括的な事項を定めた「基本協定」及び各年度の実施事項を定めた「年度協定」を締結する。また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は改めて協議する。

なお、協定で締結する事項は概ね以下のとおりとする。

(1) 基本協定に関する事

- ・ 指定期間に関する事
- ・ 管理運営に関する事
- ・ 利用者負担に関する事
- ・ 事業計画及び収支予算に関する事
- ・ 事業報告及び収支決算に関する事
- ・ 使用許可に関する事
- ・ 指定の取消し等に関する事
- ・ 個人情報の保護に関する事
- ・ 物品の所有権の帰属に関する事
- ・ 原状回復義務に関する事
- ・ 損害賠償に関する事
- ・ その他

(2) 年度協定に関する事

- ・ 年度協定の期間に関する事
- ・ 年度運営管理業務に関する事
- ・ 指定管理料に関する事
- ・ その他

15 添付資料

- ア 資料1 「令和6年度利用状況」
- イ 資料2 「令和6年度事業の実績」
- ウ 資料3 「伊勢市小俣児童館指定管理者選定にかかる第一次選定採点表・第二次（最終）選定採点表・第一次選定及び第二次（最終）選定集計表」
- エ 資料4 「設置者と指定管理者のリスク分担表」
- オ 資料5 「指定管理料算定資料」
 - (1) 水道光熱費内訳
 - (2) 施設修繕費内訳

(3) 保守点検等業務委託一覧

- カ 資料6 「施設備品一覧」
- キ 資料7 「指定管理者制度導入スケジュール」
- ク 資料8 「平面図」
- ク 資料9 「指定管理料算出内訳資料」